

回 覧 令和3年8月15日（三股町）代表☎：52-1111

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】 【No.】 【内 容】

- <募 集> 1 ◆令和4年三股町成人式の実行委員を募集しています
- <お知らせ> ◆体力テスト【無料】を実施します。あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！！
- 2 ◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです
- ◆草刈就業体験を開催します
- 3 ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています
- 4 ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
- 5 ◆災害に備えて準備をしましょう
- 6 ◆家内労働（内職）情報をお知らせします
- <農林畜産業関連> ◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します
- 7 ◆9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
- 8 ◆畜産農家の皆さんへ  
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です



August

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも  
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】 【No.】 【内 容】

- <相 談> ◆「行政相談」を実施します
- 9 ◆「人権相談」を実施します
- ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
- 10 ◆「無料法律相談」を実施します
- ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

感染拡大緊急警報発令中！

発令期間：8月4日（水）～24日（火）

- ・ 都道府県をまたぐ旅行・帰省は原則中止・延期を！  
・ 今後、ワクチン接種が行き渡り、また家族などと笑顔で会えるようになるまで、ご協力をお願いします。
- ・ 家庭内でも可能な限り感染防止対策の徹底を！
- ・ オリンピック・パラリンピックは自宅で応援を！

## 募 集

### ◆令和4年三股町成人式の実行委員を募集しています

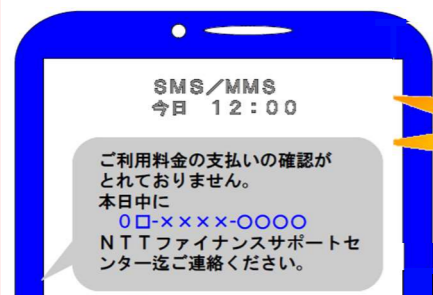
町では、令和4年1月5日（水）実施予定の、成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。実行委員の募集内容は次のとおりです。

- 募集人数 = 10人程度
- 年 齢 = 令和3年4月2日～令和4年4月1日に20歳になる人
- 内 容 = ①9月から平日の夜間または土日に数回集まり、成人式の企画・運営などについて話し合います。  
(会議の日は実行委員の都合を考慮して行います。)
- ②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います。
- 応募方法 = 下記の連絡先へお電話ください。
- 募集締切 = 9月9日（木）



★お申し込み・お問い合わせは、  
町教育委員会 教育課 生涯学習係（中央公民館内）  
☎：52-9311（直通）をお願いします。

あなたの携帯電話やスマートフォンに、こんなメールが届いていませんか？



気をつけて！  
そのメールは**詐欺**です！！



NTTファイナンス株式会社を装った詐欺メールが増えています。  
メールに案内された電話番号に電話をかけると、電話の相手から  
○ □□□（有料サイト）に登録されていますが、**料金が未納**です。  
○ 支払わない場合は、**法的措置**の手続きをとります。  
○ 携帯電話にウイルスが入りこんで**勝手に登録された**可能性もあります。  
などと言って、言葉巧みに現金をだまし取られます。

このようなメールを受け取ったら、一人で悩まず、すぐに家族や警察安全相談電話（#9110）に相談してください

## お知らせ

### ◆体力テスト【無料】を実施します。あなたのカラダ年齢を測ってみましょう！！

毎年好評の体力テストを実施します。

このテストでは、国の基準に基づき、自分の体力年齢を計ることができます。この機会に、自分の体力を数字でチェックし、今後の健康・体力づくりの参考にしてみたいかがでしょうか。体力テスト終了後にはスポーツ交流会を開催します。

- 日 時 = 10月10日（日）  
受付時間 午前9時～  
体力テスト 午前9時30分～10時30分  
スポーツ交流会 午前10時30分～正午

※新型コロナウイルスの感染状況によっては中止することもありますのでご了承ください。



- 場 所 = 西部地区体育館

- 体力テスト内容 = 握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び  
急歩・立ち幅跳び・20秒シャトルラン など

- 募集人員 = 70人程度（定員になり次第締め切ります。）  
○20歳以上を対象とします。

- 申込方法 = ①氏名 ②生年月日 ③住所 ④連絡先を  
電話で連絡ください。

- 申込期限 = 10月 1日（金）

※お問い合わせは、  
町教育委員会 教育課 スポーツ振興係（町中央公民館内）  
☎：52-9312（直通）をお願いします。



## ◆年金生活者支援給付金制度のお知らせです

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**受け取りには請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

### ■対象となる人

#### ●老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

#### ●障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約472万円以下である

### ■請求手続き

#### ①新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象となる人には、日本年金機構が8月下旬頃から、**請求ができることのお知らせを送付**します。同封のはがきが年金生活者支援給付金の請求書です。記入して提出してください。9月末までに請求書が届くようにご提出いただけた場合は、10月分から支援給付金を受け取ることができます。

※もし提出期限を過ぎてしまった場合でも、令和4年1月4日までに請求書を提出すれば、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

#### ②年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

### ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ◎日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- ◎年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは、お電話ください。

### ★お問い合わせは、『給付金専用ダイヤル』

☎：0570-05-4092（ナビダイヤル）をお願いします。



## ◆草刈就業体験を開催します

■内 容 = 町シルバー人材センターでは、「草刈就業体験」を開催します。草刈りのお仕事をされている会員さんに習い、「安全な草刈り」を体験してみませんか。自己流の人もこの機会にぜひご参加ください。

■期 日 = 9月2日（木） 午前10時～正午

■場 所 = クリーンヒルみまた

■締 切 日 = 8月26日（木） 必着

■受 講 料 = 無料

■対 象 者 = 60歳以上の人  
（令和4年3月31日時点で満60歳以上の人）

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接お電話で申し込まれるか、町シルバー人材センターに置いてある所定の申込用紙を、町シルバー人材センターへ直接お持ちいただくか、郵送またはファクスでお申し込みください。  
なお、県シルバー人材センター連合会でも受け付けます。



※お申し込み、お問い合わせは、

・公益社団法人 三股町シルバー人材センター  
三股町大字樺山3890-5  
☎：52-7150 / ファクス：52-8715

・公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
宮崎市祇園2丁目95番地  
☎：0985-31-3775 / ファクス：0985-31-3776  
をお願いします。

## ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

### ■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（購入する前に、申請が必要です。）

### ■補助対象装置＝

#### ①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

#### ②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

#### ③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

### ■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

### ■補助対象経費及び補助額＝

| 補助対象経費                     | 補助金の額                            |
|----------------------------|----------------------------------|
| 急発進防止装置の装着に要する経費           | 取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。  |
| ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費 | 取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。  |
| ATワンペダルの装着に要する経費           | 取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。 |

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。  
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

### ■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

## ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

### 1. 耐震診断

#### ■対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

#### ■耐震診断費 =

**個人負担額…6,000円**

(1棟当たり9万4,000円のうち、国・県・町が8万8,000円を補助)

※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。  
詳しくは窓口までお問い合わせください。

#### ■耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

#### ■耐震診断の棟数 =

15棟

※定数になり次第、締め切ります。

#### ■申し込み締切 = 11月30日(火)



### 2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

#### ■補助額 =

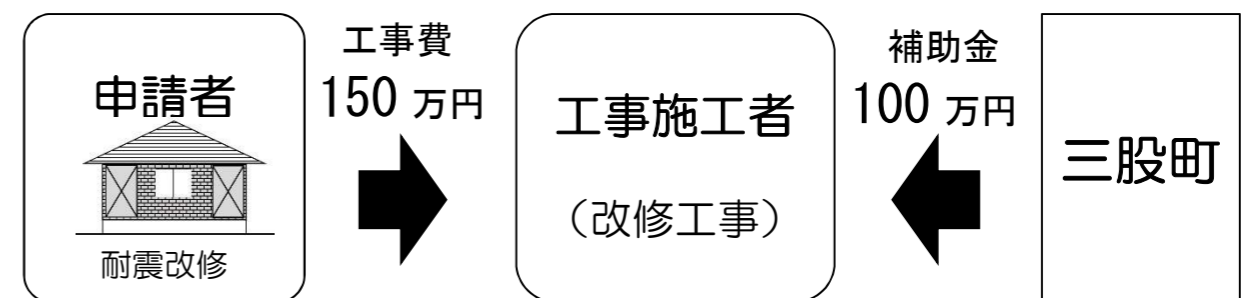
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

#### ●「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用250万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

#### ■耐震改修などの棟数 =

8棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

#### ■申し込み締切 = 11月30日(火)

#### ★お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) をお願いします。



## ◆災害に備えて準備をしましょう

大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、普段から災害に備えて準備をしておきましょう。

### ■情報を確認する

- ・自分の居住地区の避難所や避難ルート、または居住地区が災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課で無料配布を行っているほか、町公式サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。また、「三股町防災ポータル」や「三股町防災アプリ」では避難情報の発令状況や、避難所の開設状況などが確認できます。



三股町防災ポータルサイト



三股町防災アプリ (iOS)



三股町防災アプリ (android)

### ■「避難」とは「難」を「避」けること

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

避難をする場合は、指定避難所だけではなく、安全な、親せき・知人宅やホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

### ■非常持ち出し品の準備

避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

#### <非常持ち出し品の例>

|      |  |
|------|--|
| 食料品  | 飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品 など                                 |
| 貴重品  | 現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類 など                                     |
| 衣類等  | 衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着 など                                     |
| 安全対策 | ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳 など                           |
| 日用品  | マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシ など |

|          |   |
|----------|---|
| あると便利なもの | ウェットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップ など |
| その他      | 笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先 など                   |

### ■避難情報の発令基準について

- ・5月20日から、避難情報の発令基準が次のように変わりました。



※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになりました。**危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。**

高齢の人や障害のある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など、避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

※お問い合わせは、

総務課 危機管理係 (2階 ②番窓口)

☎: 52-1110 (直通) をお願いします。



## ◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



### ◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。）

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。  
※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和3年7月26日現在

| 仕事の内容                              | 委託地域                              | 工賃                            |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り     | 三股町、都城市                           | 作業内容による                       |
| 縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け） | 三股町、都城市とその近辺                      | 4円～<br>（宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる） |
| 干支の置物の絵付けなど                        | 三股町、高原町<br>都城市内（要相談）、<br>小林市内一部地域 | 1個 10円～50円                    |
| 部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）              | 三股町、都城市                           | 1個 0.3円～1.8円                  |
| 婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い              | 三股町、都城市                           | 30円～                          |
| 自動車用ハーネスのサブ作り                      | A：三股町、都城市とその近辺<br>B：三股町、都城市       | A・Bともに<br>1本 4円～20円           |
| 大島紬織り                              | 三股町、都城市とその近辺                      | 1反 2万～4万5千円                   |

### ◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、無料の情報提供とあっせんを行っています

| 都城就職相談支援センター（都城・小林地区） |   |
|-----------------------|---|
| 所在地                   | 都城市北原町24街区21号<br>宮崎県都城総合庁舎1階<br>都城県税・総務事務所内 |
| TEL/FAX               | 0986-25-0300                                |
| 受付日                   | 月～金曜日（土、日、祝日は休みです）                          |
| 受付時間                  | 午前9時～午後5時                                   |



より詳しい情報は  で

## 農林畜産業関連

### ◆農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会の活動の一環として、毎年7月上旬より農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

具体的には町内全域で、現地調査を年に複数回おこない、

○農地の違反転用の実態を把握し、違反者には農地への回復などの指導・勧告を実施します。

○遊休農地などは、所有者（管理者）に今後の利用に関する調査を行い、農地の再生や農地利用の行動計画の提出などの指導を実施します。

農地パトロールの際には、農地などに腕章をつけた調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。



### 農地利用状況調査（農地パトロール）に関するQ&A

#### ○遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作（農産物の作付け）をおこなっておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- ・周囲の農地と比べて著しく低利用となっている農地。（農業委員会判断）

#### ○なぜ農地パトロールが必要なのか？

農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。  
また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、火災発生の原因となるなど近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で調査を行う必要があります。

適切に農地を管理し、持続可能な耕作（農産物の作付け）を心がけましょう！！

★お問い合わせは、三股町農業委員会

☎：52-9087（直通）をお願いします。

## ◆ 9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■ 9月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

|      |  |
|------|--|
| 日 時  | 回収日：9月8日（水）・9月22日（水）<br>≪午後1時30分～3時≫<br>○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。<br>○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。  |
| 場 所  | 町最終処分場(クリーンヒルみまた)  |
| 搬入方法 | 土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>注意①</b>：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。</p> <p><b>注意②</b>：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p> |
| 注意事項 | ○処理料金は現金支払いです。<br>○処分場内は徐行運転で走行してください。<br>○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。<br>本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。   |

### 農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

### ■ 農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合  
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

| 種類  | 注意点  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>農ビマーク入りのもの</li> <li>透明の農ビ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>10～15kgのつづら折りにする。</li> <li>サイドの耳ひもは取り除く。</li> <li>農ビ以外のものを混入しない。</li> </ul> |

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり33円〉

| 種類  | 注意点  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>軟質ポリ</li> <li>ポリ系フィルム</li> <li>不織布、灌水チューブなど</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。</li> </ul> |

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

| 種類   | 注意点   |
|--|---|
| ①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック<br><ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーシート</li> <li>サイレージネット</li> <li>ポリ製農薬容器</li> <li>水稲用育苗箱</li> <li>農業用タンクなど</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ハトメなどの金属部分があれば除去すること。</li> <li>農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。</li> </ul> |

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。  
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。





◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

先月、神奈川県の養豚場において豚熱（CSF）の発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え  
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検  
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制  
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報  
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。  
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

★お問い合わせは、  
農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）  
☎：52-9088（直通） お願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあつせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

**相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。**

|      |                   |                   |
|------|-------------------|-------------------|
| 期 日  | 9月6日（月）           | 9月21日（火）          |
| 相談委員 | やしき かずひさ<br>屋敷 和久 | にしどめ ふみお<br>西留 文夫 |
| 時 間  | 午前10時～正午          |                   |
| 場 所  | 町総合福祉センター「元気の杜」   |                   |

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、  
総務課 行政係（2階 ②番窓口）  
☎：52-1112（直通） お願いします。

## ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談 =

|       |  |
|-------|--|
| 期 日   | 9月2日（木）  |
| 時 間   | 午前10時～午後3時   |
| 場 所   | JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」                                    |
| 相 談 員 | おおとなり まさはる ぼぼ しんご<br>大隣 雅春、馬場 真吾<br>※相談員は、変更になる場合があります |

### ■常設人権相談 =

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 日 時   | 平日の午前8時30分～午後5時15分           |
| 場 所   | 宮崎地方法務局都城支局<br>（都城合同庁舎5階相談室） |
| 相 談 員 | 人権擁護委員・法務局職員                 |

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。  
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係（2階 ②番窓口）  
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局  
☎：22-0490 をお願いします。



## ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

|         |  |
|---------|--|
| 期 日     | 【都城市】9月24日（金）  |
| 時 間     | 【都城市】午後1時～午後4時   |
| 場 所     | 【都城市】消費生活センター（都城市役所本館2階）   |
| 内 容     | 消費生活上のもめ事や多重債務などの法的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。<br>※個人の秘密は固く守られます。  |
| 申 込 方 法 | ・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u><br>・消費生活に関する法律相談です（ <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外。</u> ）<br>・日程は変更になる場合があります。<br>・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。 |

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、

- 町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
- 都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

## ◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

|        |   |
|--------|---|
| 期 日    | 9月15日(水)  |
| 時 間    | 午後1時30分～4時30分   |
| 場 所    | 町総合福祉センター「元気の杜」   |
| 内 容    | 土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。<br>※秘密は固く守られます。 |
| 申し込み方法 | 相談は予約制です。<br>人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。  |

★お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。



## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 相談日 | 毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く) |
| 時 間 | 午前9時～午後5時         |
| 場 所 | 町総合福祉センター「元気の杜」   |

★お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

